

流山市障害者活躍推進計画見直しの基本方針

(令和4年4月1日策定)

1 流山市障害者活躍推進計画見直しの趣旨

本市におきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項に基づき「流山市障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、令和2年4月1日から実施しています。

計画策定当初は、本市における障害者の雇用率は法定雇用率を達成しており、また障害者である職員においても、安定して勤務を続けられているという背景があったことから、計画上においては、雇用率の維持及び障害者である職員の継続勤務とキャリアアップを目標の礎としていました。

その一方、計画を実施していく中で、法定雇用率の引き上げ、職員数の増加といった状況が続き、さらに新型コロナウイルス感染症の流行という社会情勢の変化が起こり、本市においてもその影響を受けています。

そして、令和3年度においては、障害者である職員から離職者が生じたため、本市は法定雇用率未達成となっています。

このように計画当初と現状に乖離が生じている状況下において、計画の本旨を顧み、その乖離を解消するとともに本市が率先して、より障害者の方が活躍できる環境を整備するために、早急に計画の見直しを行うべく「流山市障害者活躍推進計画見直しの基本方針」を策定しました。

2 見直しの基本方針

計画の見直しを次の基本方針により行い、必要な改定を実施します。

(1) 法定雇用率に対する考え方の見直し

本市において、これまで法定雇用率を達成していたことから、その維持に主眼を置いていたが、今後においては、未達成となった法定雇用率の達成を目標とするとともに、将来にわたって、その状況を維持できるよう、雇用率向上を想定した目標設定を行います。

(2) 新たなる活躍の場の創生

計画当初には実施していなかった障害者に特化した採用試験の実

施等を含め、障害者の方が新たに職員になりやすくするとともに、その活躍の場を創生していきます。

(3) 新規採用される障害である職員及び中途障害者となった職員に対するフォロー

計画においては、策定当初において障害者であった職員へのフォローが主体となっていましたが、それに限らず新規採用される障害者である職員や中途障害者となった職員へのフォローを行っていくことを明確にします。

(4) 運営面における活躍推進

計画当初においては、人的な面からの活躍推進を重点としていましたが、現状に鑑み、より広い範囲において活躍推進をできるように市政の運営面における事項を盛り込みます。

(5) 文言・表現等の修正

上記の事項に加え、計画上における文言・表現等の一部修正を行い、よりわかりやすい形に修正します。

3 計画の改定時期

令和4年4月1日から

(計画の終期については令和7年3月31日とし、変更せず。)